

### 【評価の方法】

1. 共通評価項目の他、各施設の特性に応じて、①市民（利用者）満足度、②施設の管理運営、③事業の運営 の観点により、所管部署にて設定済みの評価項目にて評価する。
2. 【第一次評価】評価の事項については、概ね次のとおり
  - ・ 事業報告書
  - ・ 日報・月報・マニュアル・外注契約書
  - ・ 実地調査
  - ・ 利用者アンケート等に基づき個々の評価項目ごとにA B C Dのいずれかの評価を行い、点数に換算する。  
評価A；3点 評価B；2点 評価C；1点 評価D；0点
3. 評価点数に基づき総合判定を行う。
4. 【第二次評価】外部有識者を含めた評価委員会において第一次評価の手続及び結果が適正であることについて意見を聴取する。
5. 評価結果を公の施設の指定管理者候補者選定審査会会長に報告し、最終的な評価を決定する。

### 【総合判定の区分】

優	管理水準を超える結果であるとき
良	管理水準を満たしているとき
可	一部管理水準を満たしていないが速やかに改善できる見込みがあり、改善指示を行うとき
改善	履行状況に著しく不適切な部分があり、是正指示を要するとき

### 【総合判定の考え方】

以下の得点基準により評価する。

優：評価項目の合計が、90点以上

ただし、

- ・ 共通項目での得点が36点（＝すべてB評価の得点）以上であること。
- ・ C評価の評価項目が含まれている場合は、「良」とする。

良：評価項目の合計が、60点以上89点以下

可：評価項目の合計が、59点以下

改善：上記得点に関わらずD評価の評価項目が1つ以上